

生駒市規則第16号

生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年3月生駒市条例第 号）第7条の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(取扱事務)

第2条 センターは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 消費生活の相談に関すること。
- (2) 生駒市消費者保護条例（平成19年12月生駒市条例第26号）第19条第1項に規定する苦情の処理に関すること。
- (3) 生駒市消費者保護条例第20条第2項に規定する調査及び措置に関すること。
- (4) 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに啓発に関すること。
- (5) その他消費者施策の策定及び実施に関すること。

(相談事務を行う日及び時間)

第3条 センターにおいて相談事務を行う日及び時間は、月曜日から金曜日までの日の午前9時から午後4時30分までとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、相談事務を行う日及び時間を変更することができる。

（施行の細目）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。